

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月1日(月)午後2時00分から午後4時03分

2. 開催場所 消防庁舎2階 中会議室

3. 出席委員(12人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	有賀 則幸
	瀬戸 真一

4. 欠席委員(1名) 小松 英幸

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について  
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 非農地の承認について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

## 6. その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治  
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆  
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季  
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

### <赤羽事務局長>

みなさん、こんにちは。大変お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。本日の総会ですが、小松推進委員から欠席の連絡をいただいております。それでは開会を野澤会長職務代理、お願いいたします。

### (開会)

#### <野澤会長職務代理>

みなさん、こんにちは。今外を見ると急に雨が降ってきて、いい雨になってほしいなど期待しています。8月度の総会を開催いたしますのでよろしくをお願いいたします。

### (会長あいさつ)

#### <宮島会長>

どうもみなさんこんにちは。大変忙しい中ご苦勞様です。昨日は辰野町もコロナの人が大勢出たということで、私たちも気を付けないといけないなと思います。8月に入りまして、いろいろ物価の高騰が続いています。飼料とかもだいぶ上がってきています。農業をやられている方には大変厳しいものがありますが、何とか対応していかなければと思います。本日はよろしくお祈りいたします。

### (議事録署名委員の指名)

#### <宮島会長>

3番の青木委員さんと4番の飯澤委員さん、よろしくお祈りいたします。

#### <赤羽事務局長>

それでは議事に入りますので、進行を会長の方でお願いいたします。

### (議事)

#### <宮島会長>

それでは議事に入らせていただきます。まずはじめに議案第1号農地法の規定に基づく許可に

ついてよろしくお願ひします。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページを、配置図は2ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字スクモ…番…、地目は田、面積71㎡を、

大字樋口…番地…にお住まいのBさんが取得し、事業所用地を拡張し、駐車場を新設するための申請であります。

譲受人のBさんは、松本市で自動車、二輪車等の販売修理業を営んでおりますが、町内および近隣市町村の顧客対応のため、利便性の良い物件を購入し、現在開業の準備を進めているところであります。既存建物に展示スペース、事務所、工場等を配置した際に、来店客用の駐車場が不足するため、申請地を2台分の駐車場としたい計画です。

申請地は鉄道と国道に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、既存建物の拡張であり、位置的代替性がなく許可はやむを得ないと判断いたします。

この件につきましては宮島会長、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋委員>

7月8日に宮島会長と私の2人で現場を確認しました。Bさんご本人にも来ていただいて現地調査をいたしました。内容は事務局の説明の通りでありまして、辰野町出身の方がこちらへ戻ってきて自動車等の修理業を営むということです。場所は(場所の説明)を購入して事業を行うということです。周辺の状況も特に問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。(異議無し)無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

<山田事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのCさんが所有いたします、

大字伊那富字南原…番…、地目は田、面積609㎡を、

箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいのDさんが借り受け、住宅の新築をするための申請で

あります。

譲受人の Dさんは、現在町外のアパートで生活していますが、家族が増え、手狭になったことから、祖父である Cさん所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地は E から概ね300m の農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。

また、F 土地改良区からの同意書も添付されておりました。

この件につきましては野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

#### <野澤代理>

報告いたします。7月14日に私と小松推進委員と地権者の Cさんと現地を確認しました。おじいさんの畑にお孫さんが住宅を建てるといことです。地図を見てくださいと分かりますとおり、北側に両親の家が建てており、その南側に Dさんが家を建てるといことです。入口の道路は幅3メートル、上下水道は完備しております。西側以外はすべて住宅地で、広がりがない農地ということで確認をしました。よろしくお願ひします。

#### <宮島会長>

ただいま説明がありましたけれど、何か質問、ご意見ある方はいますか？（異議無し）無いようですので、許可に賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

#### <山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

神奈川県横浜市港北区大豆戸町<sup>まめどちょう</sup>…番地…号にお住まいの Gさんが所有いたします、大字平出…番…、地目は田、面積431㎡を、

中央…番地…号室にお住まいの Hさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人の Gさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいで耕作の予定もなく、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人の Hさんは、現在町内のアパートにお住まいですが、家族が増え、手狭になったことから、申請地を取得し、住宅を新築したい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

先月19日に、青木さんと I の担当の方2名と現地確認をいたしました。今話がありましたように、譲渡人の G さんは横浜に住んでいまして、平出出身ですがこの先利用しないという考えでいました。年に4~5万かけて管理をしていたんですが、このようなことを考えていました。場所は先に説明がありましたように、3種農地に該当し、周辺は住宅地に囲まれています。境界ははっきりしていまして、国土調査も終了しています。ライフラインはきちんと整っている所であります。譲受人の H さんは町内のアパートに家族4人で住んでいます。辰野町に家を建てたいと思っていたところ、土地を売ってもらえるということで住宅を建設することにしました。建設資金ローンも組まれており、返済計画もきちんとされています。周辺は既に住宅地に囲まれておりまして、住宅を建築しても農作物への影響はないと思われます。以上のことから許可申請につきまして認めることにしました。ご検討をお願いします。

<宮島会長>

ただいま説明がありましたけれど、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計6件、10筆、面積は6,107㎡、詳細は議案書5ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）ありがとうございました。

### **【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】および**

### **【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】**

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計3件、3筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書 8 ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と 3 筆、1,520㎡について15年5ヶ月の賃借権を設定するものです。

続きまして、農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で利用権を設定した農地に

ついて、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。詳細は同じく議案書8ページのとおりであります。Aへ3筆、1,520㎡について15年5ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構Aとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べる事ができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<根橋推進委員>

Aはどういう農業をやっておられるんですか？

<事務局>

Bを栽培されている会社で、小野地区でやられています。

<宮島会長>

議案第3号につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

議案第4号につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第5号、非農地の承認について1～3番朗読】

<山田事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

1番、地図は7ページをご覧ください。

大字横川…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字横川字一ノ瀬…番…、地目は田、面積145㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地の隣に平成10年頃家が建てられた時の境界位置が、平成21年の地籍調査で錯誤として修正された結果、宅地部分まで含まれており、以後宅地課税となり、現在に至っております。そこで、所有者であるAさんは、現況に合わせた地目変更をしたいということあります。

非農地証明を行う場合は、申請地が農地法施行日である昭和27年10月20日以前に建物の建造をしたことにより、農地以外の用に供されていたことが明らかなものである等の要件が必要ですが、農地法施行日以降であっても、その行為が20年以上経過し、農業委員会で証明書の交付はやむを得ないと認めた場合は、発行しても差し支えないとされております。今後農地として利用される可

能性もなく、現況と一致する地目への変更であることから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、飯澤委員、立澤<sup>たてざわ</sup>推進委員に現地をご確認いただいております。

#### <飯澤委員>

7月18日に立澤委員とBのCさん、土地家屋調査士のDさん外1名の方で現地を立ち会いました。今説明にありましたように、この土地につきましては平成10年の7月に隣地の宅地は売買契約がされています。その後の平成21年6月26日に地籍調査が行われまして

ただいまの説明がありましたように、境界は修正されております。今回、この空き家を空き家バンクに申請するにあたって、非農地証明を申請するものでありまして、実際にそのところが建物が建ち、20年以上たっていることから、非農地にすることはやむを得ないというふうに考えます。よろしくご審議をお願いします。

#### <根橋推進委員>

今のお話だと、平成10年ごろ宅地になっちゃったので、平成21年に地籍調査があった。地籍調査って現況主義なので、地籍調査の誤りで正してもらったほうが筋なんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

#### <飯澤委員>

実際に地籍調査をして関係者が立ち会う中でこういったことになっているので、こちらでは何とも言えないのですが、そういった経過をその当時やっているの、その通りにせざるを得ないかなと思います。

#### <根橋推進委員>

こういう件はしばしば出てくるんですね。地籍調査の時に既に山林や原野であったにもかかわらず、田となっている案件があるんです。これは地籍調査の誤りですので、農業委員会のほうで審議するのはおかしいんじゃないかなと思います。地籍調査が現況調査で誤ったことなんで、そちらで正してもらうのがいいんじゃないかと思うんですよ。手続き上、農業委員会が後追いでやるってのも、農業委員会がミスでってことはなくて、地籍調査の時点で明らかに宅地になっていたはずなのに、なぜ田にならなかったのかなってのをはっきりしてもらわないと、地籍調査が無責任なんじゃないかなと思うんです。

<赤羽事務局長>

地籍調査も、最終的にはご本人の確認のうえで筆界等が間違っていないかという部分に基づいてやっているなかで、こういったミスが生じているわけですが、立ち会いをして結果が出ている場合は、必要があって訂正する場合は別として、今回のような事例についてはこのように進めさせていただければと思います。

<根橋推進委員>

農業委員会の中で見逃していて追認するようなイメージでとられがちだと思うんですが、実際はそうじゃなくて、地籍調査のほうが法律上は上位にあるので、農業委員会の許可は関係なくそうしちゃっているんだから、その時に当事者だけで決めるんじゃなく、地籍調査推進委員とかが現地を見て、現況も事務局が見てやったはずなので、農業委員会じゃなく地籍で行われたミスなんだと追及してもらうのも選択肢の一つなんじゃないかなと思います。

<宮島会長>

まだ出る可能性はあると思うので、今のような意見も踏まえてほしいと思います。それではこの件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、地図は8ページをご覧ください。

諏訪市湖岸通り…丁目…番…号にお住まいのEさんが所有いたします、

大字横川字一ノ瀬…番、地目は畑、面積264㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は、申請者が取得する以前から山林となっており、場所も特定できない状態であることから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。航空写真でも現地の位置特定ができませんでしたので、おおよその位置を示しています。

この件につきましては、飯澤委員、立澤<sup>たてざわ</sup>推進委員に現地をご確認いただいております。

<飯澤委員>

先ほどの住宅のほうの所有者からの申請です。今説明がありましたように、現地は(場所の説明)がある上の沢の中で、行かれない場所です。航空写真と住宅地図で場所を見て間違いなく山林だということで、非農地証明を認める判断をいたしましたので、ご審議をお願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、地図は9ページをご覧ください。

岡谷市山手町…丁目…番…号にお住まいのFさんが所有いたします、  
大字横川字伊良沢…番…、地目は畑、面積66㎡および、  
大字横川字伊良沢…番、地目は畑、面積66㎡および、  
大字横川字伊良沢…番、地目は畑、面積56㎡および、  
大字横川字伊良沢…番、地目は畑、面積191㎡および、  
大字横川字木曾沢…番、地目は畑、面積287㎡および、  
大字横川字木曾沢…番…、地目は畑、面積244㎡および、  
大字横川字木曾沢…番、地目は畑、面積664㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は、20年以上前に桑畑をやめた時から徐々に山林化し、現在は場所も特定できない状態であることから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。航空写真でも現地の位置特定ができませんでしたので、おおよその位置を示しています。

この件につきましては、飯澤委員、<sup>たてざわ</sup>立澤推進委員に現地をご確認いただいております。

<飯澤委員>

これも同じような案件ですけれども、岩崎さんが住宅のほうの処分に合わせて、畑についても手続きをしたいということで、Cさんが調べたところ、現況山林になっているということで、やむを得ないと判断しました。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計1件、議案書の11ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いた

しました。

報告事項は以上でございます。

## その他

○農業委員会活動記録簿の提出について(事務局 小松)

→総会終了後に前月分の活動記録簿提出を提出していただく。

最適化活動における長野県の目標が 10 日とされており、辰野町も 10 日で進めてほしいと県からも言われていますので、農地の見回りは日々ご自分の農地へ耕作されに行かれる途中にしてください、活動として書いていただきたいと思います。

○令和 4 年度農地パトロール・実施要領について(事務局 小松)

→別紙資料参照

9/2～開始。スケジュールで変更される場合は予備日を設けているので、調整してほしい。

別紙要領を参考に判断してほしい。

## <宮島会長>

この資料だけ見ると拒否反応を起こすかもしれないが、私が何回かパトロールを行って来て、タブレットの操作は全部職員がやってくれるし、農地の状況はタブレットに入っていて、そんなに難しいことじゃない。農地の判断基準が主になるので、大変だけど拒否反応起こすほどじゃないので、頑張ってやっていただきたいと思います。

## <根橋推進委員>

10 数年前に既に圃場整備をやった田んぼは、2 枚が木がはえちゃって、それを町の再生事業で伐根しておこしてもらった。ようやく水田に戻しました。10a あたり 5 万円の補助が出ました。国道 153 号線沿いに 1 枚だけ相続人がわからない田があって、ススキが茂っちゃって近所からも苦情が出ているので、今相続人調査をしているんですが、仮に分かっても、トラクターならなんとかできるんじゃない、重機が入らないと戻らない状態。農業委員会には関係ないのかもしれないけれど、農地再生のための事業を組んでいただいて、伐根だけでもやっていただくといい。そういう事業を早いうちにやらないと、圃場整備した田んぼがこのような状態ってのは。国道からみてもすぐわかる状態です。なんとか行政のほうで考えていただきたい。見ていて不安なのが、1 年以上放置されてしまった農地がどんどん増えている。調査は大事なんですが、調査結果に基づくフォローが必要で考えていけないといけない。

## <赤羽事務局長>

大変お忙しい、また台風の時期で残暑も厳しかったりするわけですが、ご都合をつけてご協力をお願いしたい。

○「令和4年度最適化活動の目標の設定」の決定について(事務局 小松)

→別紙資料参照

<根橋推進委員>

農地の集積率が60%と、非常に高い目標。今年度50haもできるのかなと思いますけれど。私個人は2haほど集積しているんですけど、先ほどの定義が当てはまらないので、多分カウントされていないんですが、中部ブロックは比較的大規模な上平出のAさんやBさんからかなり担っていただいている。でもその中で、AさんもBさんも農地がとびとびなんです。

相対で任せてしまうとますます効率が悪くて、ロスが多すぎる。この地域は集落営農がない。見ていると非効率なことをやっている。そこを工夫しないと集積率が上がらない。集落営農組織で集積を図っていくイメージでできる方に参画してもらって集積していくことを考えないといけない。

あともう一つは、新規参入まではいかななくても、農業体験ができるような仕組みづくりができるといい。そういうことを通じて移住された方の中にも農業できればやりたいと思っている人もいるが現実化しない。注目されているのは、国の集落支援制度と同じように農業目的で住むだけで基本的な金額を支援するから、その代わり農業をやりながら新規参入をめざしていくようなことを条件にした人材確保を具体的にやらない限りは難しい。入口の制度を提供していただけないか。町への移住政策の浸透、農業で生活ができるなら考えてみたいという人に対して、多方面から考えてもらいたい。

<赤羽事務局長>

集積については、○さん□さんが入り組んでやっているというような実態がある中で、辰野に限らず他市町村でもあると思いますが、個々が契約してきているという形の流れがありますので、そういう所もクリアできる話であれば、今まで○さんに頼んでいたけれど貸している人は□さんでもいいよというようなふうになれば、それぞれ耕作している皆さんの不合理な農業をやるよりも合理的な農業ができると思います。そういう所は話し合いの場を設けて集積、連たん性のある農業を目指すことが課題となると思う。

新規参入ということですが、今言われた通りのお試しのなというのはなかなか無いので、やってみると農業は合わないとか、経済的に厳しいとかあるので、農業委員会の中でも意見をいただきながら農村支援センターでも始めていますので、町独自のものができればと思います。

<飯澤委員>

分母の部分、耕地面積の中には、登記上は田とか畑で、現況が原野だとか山林だとかそういう所も含まれているんですか？

<事務局>

農地扱いになっているので、含まれています。

<飯澤委員>

集積率を上げるためには、分母を整理していく必要がある。実質的にも農地になっているところは圧縮される。そうすると集積率は実質的な農地のみというふうに整備ができれば上がっていく。非農地の部分を実質的な農地と切り離していくことが大事だと思う。

<赤羽事務局長>

確かに現況と地目が合わない所がある。もう少し集積が可能だろうという地域まで狭めないと集積率は上がらないのはその通りである。遊休化を防がなきゃいけないということがある中で、なかなか分母の部分が縮まらない。今回はこの目標を県に提出するが、今後の課題としていかな形で分母を縮めて厳密的な集積率を上げるか、考えていかれたらと思う。

○農業者年金加入推進ニュース No.4 の配布について

各自ご自宅でお読みください。

○令和 4 年の全国農業新聞・図書「普及方針」「目標部数」の決定及び「普及推進要領」並びに「助成規定、表彰規定」の制定等について

別紙資料参照

方針として委員の皆購読という目標があり、あと 2 名の方がまだなのでお願いしたい。

年間一人一部の普及推進をお願いしたい。

○農地相談会について(宮島会長)

→第 1 回農地相談会 7 月 20 日(水)10 時~12 時、役場第 2 会議室で行われた。

(会長・春日推進委員)

人が集まらず、一人の相談者のみ。(別紙参照)

具体的な場所に対する農地相談ではなく、草刈り問題や遊休農地問題等一般的な相談内容であった。今後は具体的な農地相談について話をしていきたいと思う。

<赤羽事務局長>

第 1 回目ということたくさんの人が集まることを想像し、番号表まで作って準備したが、なかなかお見えになりませんでした。この方は、たまたま何やってるんだい？と顔を出したので引っ張ってきたという方ですので、具体的なご自身が困っているというような相談とはなりませんでした。2 回目以降については、新聞やホームページ等でお知らせし、委員の皆さんも直接話があれば、こういう

機会もあるということをご地区の方等に紹介してほしい。

○辰野町農業委員会の会服について(宮島会長)

今期の農業委員のみなさんにもジャンパーやポロシャツを揃えて、まとまりをもちたいので、是非よろしくお願ひしたい。

<赤羽事務局長>

農地パトロールや様々な場面で出ていく機会が多い中、委員の皆さんの活動が目に見えるというのも含めて、こういった会服があったらいいことで、前期の時から町が負担して作った。今期も夏タイプは来年から使用となるが、会長から提案をいただいたので作る方向でいきたい。次年度予算に入れていきたい。

○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培)について(根橋推進委員長)

現地を見てきたが、既に2mを超える素晴らしい生育ぶりである。たい肥の量によって生育に差が出ている。試験栽培なので勉強になる。除草の必要はない。10月中旬には収穫できるのでは。上島JAハウスにて乾燥。

<赤羽事務局長>

ありがとうございました。根橋委員長さんにはたびたび現地を確認いただきながら状況を伝えていただいております。ちなみに私のソルガムは肥料をケチったせいか1mほどで、収穫も心配なところですが。これも一つの事例として、今後もソルガムの栽培の参考になればと思います。利用方法につきましては、関係団体にも調査しながら進めていきたいと思ひます。10月の収穫には皆さんのご協力をよろしくお願ひします。

現在農業委員が1名欠ということで、町のホームページ等を通じて公募をかけているところですが。もうひとかた、前の農業委員さんだった地元推薦の地区から1名推薦をいただいているので、公募期間が過ぎましたら議会に了承をいただひて、早ければ次回の農業委員会総会の前に町長から任命してもらえと思ひます。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:9月1日(木)9時30分 消防庁舎2階中会議室

(閉会)

皆さん、長時間慎重審議ありがとうございました。みなさん、これから暑くなります。私もつい先日スイートコーンの収穫の最盛期に39℃の熱で寝込み、20万ばかりスイートコーンをばあにしました。

みなさん気を付けて体調管理をしっかりとしてください。本日は大変お疲れ様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印